

道路運送法

1 .案内情報

手続名:

自家用自動車の共同使用の許可

手続根拠:

道路運送法第79条第1項

手続対象者:

自家用自動車を共同で使用しようとする者

提出時期:

自家用自動車の共同使用の許可申請をしようとする日

提出方法:

当事者が連署した共同使用許可申請書を当該事案を管轄する運輸支局長等に提出して下さい。

手数料:

なし

添付種類・部数:

なし

申請書様式:

道路運送法施行規則第49条

記載要領・記載例:

提出先となる運輸支局等輸送課にお問い合わせ下さい。

2 .窓口情報

提出先:

各地方運輸局運輸支局等輸送課

沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課

受付時間:

提出先にお問い合わせ下さい

相談窓口:

提出先